

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成30年11月12日（平成30年（行情）諮問第501号）

答申日：平成31年3月14日（平成30年度（行情）答申第489号）

事件名：「特定車両に関する車検証又は登録記録等を警察署が交通事故に係る車検の有無などで運輸局へ取りよせをした記録」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定車両に関する車検証又は登録記録等を警察署が交通事故に係る車検の有無などで運輸局へ取りよせをした記録（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、中部運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成30年8月2日付け中運総総第97号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 当会社所有する車両の車検が、特定年月日A有効期間が満了した事から会社駐車場にて管理保管していたところ、特定年月日B～特定年月日Cころ勝手に持ち出され交通事故をおこした事から、特定年月日D特定警察署へ通報した。無車検、無保険車両が勝手に持ち出され、交通事故をおこした違反車両事故、特定年月Aにこの事実について特定警察署員2名に裁判公判で確認したところ、特定警察署内の端末で車検の有効の有無を確認したところ、車両車検は有効だったと証言した。特定年月B車両登録事項を確認したところ、車両車検が特定年月日Aで満了している事実から、どのような端末照会が警察からされたのか明らかにする必要があるため、被害物、被害者救済のためあてに事故である事から、明確にする必要があるため、警察による公文書改ざんが考えられることから、特定年月C特定警察署よりどのような端末照会がされたか明確にする必要があるため。車両車検有効の有無。

イ 別紙 審査理由（平成30年8月2日付け中運総総第97号）

特定年月日D特定警察署へ通報した、会社所有同車両が（特定車両）特定年月日B～特定年月日Cあてにげ交通事故をおこしておりますが、特定警察署内端末でこの交通事故時、又端末照会をおこなった特定年月日D、特定年月日E上記車両車検は有効だった事を確認したと申しております。このあてにげ事故は、会社は一切関係しておりませんが、車検が有効であれば任意保険の申請等したいのですが、国土交通省発行の特定年月日F付同車両登録事項現在記録を見ても車検は特定年月日Aで有効期間が満了している事から、特定警察署が端末照会をした事実の通信記録が必要なため、開示を求める。道路交通法12節確認のため。

ウ 特定年月日D、特定年月日E

特定警察署内端末照会において特定車両の車検有効有無を確認したもの又上記車両が無車検事故をおこした事を国土交通省へ通報した事実等の確認がしたいです。任意保険申請ができるものかを確認するため、又この事故での被害物、被害者等会社の責任を明確にする必要があるためです。会社としては、車検が無効である事実を警察署で話をして説明した上で事故捜査をお願いしたのですが、現在警察署でこの時の端末照会で上記車両車検は有効だったとの話になっており、この事実を明確にする必要があるため審査請求します。

(2) 意見書1

ア 本件、特定車両を特定警察署内、端末で照会をした事実の有無についての回答がされておらず、特定警察署内の端末から特定車両の車検有効の有無について確認のアクセスがされた通信記録もふくめてを行政文書と云う。

イ 本件事案は、公務員による偽証又は公文書改ざんにあたるので、本件特定車両に係る特定警察署端末によるアクセスの有無にいたるまでの確認をもとめる。

ウ 特定年月Dに特定運輸支局長へ本件特定車両が勝手に一時抹消されている事について、被害届を送封している。この一時抹消で使用された委任状は勝手に作成されたもので、特定警察署へも被害届を送封した。

以上の事実もふまえてこの特定車両における全ての情報開示をもとめる。特に、特定警察署からの端末アクセス通信記録を明確に開示する必要があるのは明らかである。特定警察署から端末照会されたアクセス記録をふくむ全ての行政文書である。特定運輸支局へ送封した被害届もふまえて審査をもとめる。

(3) 意見書2

以下の事実を告発します。

ア 本件特定車両に関する無車検，無保険，事故によるあてにげ事故の通報を特定年月日D，特定警察署へした。

その後，この車両で事故をおこした当事者を連れて特定年月日E特定警察署へ出頭させ交通事故によるあてにげ事故をおこした事実がわかり本件特定車両の車検証と自賠償保険書を提出した事で，本件特定車両が無車検，無保険によるあてにげ事故をおこしており，事故現場がはっきりしなかった事から，事故捜査をするよう話をした。

イ 審査請求人は，特定年月日E特定警察署交通課へ本件特定車両の車検証と自賠償保険書を提出した事から，この事実について公判において2名の警察官に尋問したところ，本件特定車両の車検証と自賠償保険書の提出は受けていないし，提出も求めているとした。その理由について，本件特定車両の車検の有無については所有者からの通報があった。通報があった特定年月日Eに，特定警察署端末で確認したところ有効であった事を確認したので車両の車検証の必要性もなくとりよせまではしていなかったと証言した。

ウ 現在審査請求人は特定警察本部へ当本件特定車両の事故捜査記録等すべての公文書の開示を求めているが，不開示決定をした特定警察本部へ対し審査請求をしている。

エ 本件審査請求人が特定年月日E特定警察署へ提出した本件特定車両車検証は国土交通省発行の原本であり公文書であるが，特定警察署は署内端末で有効を確認した事から，とくだんの事故捜査まではしていないと主張するので，審査請求人は大臣に対しても審査請求をした。

オ 本件通報当初は，無車検，無保険事故捜査をし全ての記録を保管すると話した警察官2名が，現在国土交通省をまきこんで事故捜査をする必要性がなかった旨主張するからには，国土交通省からも事実を明確にすることで国民の信頼をいじして頂きたい。

以上のとおり意見をします。

カ 特定警察は本件事実を国土交通省へも公表すべきであり明確にするべきむがある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

(1) 本件開示請求は，法に基づき，処分庁に対し，「特定車両に関する車検証又は登録記録等を警察署が交通事故に係る車検の有無などで運輸局へ取りよせをした記録」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めてなされたものである。

(2) 本件開示請求を受けて，処分庁は，本件請求文書の不存在を理由とする不開示処分（原処分）を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、原処分を取り消すべきとして諮問庁に対し、本件審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張について

(上記第2の2と同旨のため、略。)

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人の上記2の主張を踏まえ、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 本件請求文書について

処分庁が警察に対して車両に関する登録事項についての回答をする場合、必ず刑事訴訟法197条2項に基づく捜査関係事項照会書による照会を受けることとしている。したがって、本件請求文書は、特定車両に関する捜査関係事項照会書である。

(2) 原処分の妥当性について

諮問庁として、処分庁に対し特定警察署が処分庁ないし特定運輸支局あてに発した特定車両に関する捜査関係事項照会書が存在しないか、担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが、該当する文書の存在は確認できなかった。したがって、本件請求文書は不存在のため、処分庁が対象文書を保有していないとすることは何ら不合理ではない。

よって、原処分は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、原処分は妥当であると考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| ① | 平成30年11月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月25日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ④ | 平成31年2月4日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑤ | 同月13日 | 審議 |
| ⑥ | 同年3月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、特定車両に関する車検証又は登録記録等を警察署が交通事故に係る車検の有無などで運輸局へ取りよせをした記録(本件対象文書)の開示を求めたものである。処分庁は、本件対象文書は取得されておらず不存在として不開示とする決定(原処分)を行った。

審査請求人は原処分取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、警察署が地方運輸局から特定車両の登録事項に関する記録を取り寄せた際の記録の開示を求めるものであるところ、処分庁は、担当部署の執務室や書庫等を探索したが、該当する文書が発見できなかったため、本件対象文書を保有していないとする原処分を行った。

イ 本件諮問を受け、諮問庁から処分庁に指示して、担当部署の執務室や書庫等を改めて探索させたが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

ウ なお、審査請求人は、特定警察署の端末から国土交通省の自動車登録検査業務電子情報処理システムに直接アクセスして特定車両に関する登録情報を取得した可能性があるとして、そのアクセス記録の開示も求めているが、警察署の端末から国土交通省の上記システムに直接アクセスすることはできない仕様となっており、警察署からのアクセス記録は存在しない。

(2) 諮問庁の上記説明は不自然、不合理とはいえ、外に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、中部運輸局において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、中部運輸局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司